

プレ申告データの送付について

伊勢崎市では、電子申告・納付の推進、環境負荷の軽減等のため、令和8年(2026年)4月の申告書発送分から、eLTAXの電子申告を利用している法人については、申告書用紙の送付に代えて、申告書用紙のデータ版「プレ申告データ」をeLTAXのメッセージボックスに送信する運用に切り替えます。

また、電子納付を利用している法人については、納付書の送付をとりやめます。ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 対象法人:** eLTAXを利用している法人
(eLTAXを利用していない法人には、引き続き郵送で申告書及び納付書を送付いたします。)
- 移行期間:** 令和7年4月から令和8年3月の申告書発送分については、プレ申告データの送付に加え、今までどおり申告書用紙(予定申告書のみ)及び納付書の送付をします。

【令和7年4月から令和8年3月まで】

区分	書類	紙の申告書	紙の納付書
大法人		送付しません	送付します
電子申告を利用されている法人		確定・中間申告書は送付しません 予定申告書のみ送付します	
上記以外の法人		送付します	



【令和8年4月から】

区分	書類	紙の申告書	紙の納付書
大法人		<u>送付しません</u>	電子納付を利用されている
電子申告を利用されている法人			法人には <u>送付しません</u>
上記以外の法人		送付します	

送付が必要な場合は、伊勢崎市役所市民税課税制係(法人担当)へご連絡ください。

申告書及び納付書は、伊勢崎市のホームページよりダウンロードが可能です。

伊勢崎市ホームページ <https://www.city.isesaki.lg.jp/>



伊勢崎市のHP

裏面もご覧ください

プレ申告データとは

申告を行う際の参考となるよう、地方公共団体から送付されるデータのことです。前事業年度の申告の内容をもとに、一部の項目があらかじめ設定されている申告データです。紙の申告書の電子データ版に相当します。

申告データ送信の時期

1. 確定申告は、決算月の翌月15日頃(紙の申告書は、決算期の下旬頃に送付)
2. 中間(予定)申告は、事業年度が始まって6か月を経過した日の翌月15日頃(紙の申告書は、事業年度が始まって6か月を経過した日の下旬頃に送付)

ご利用方法について

eLTAXの操作の詳細については、eLTAXヘルプデスクへお問い合わせいただくか、eLTAXのホームページをご覧ください。

eLTAXヘルプデスク Tel 0570-081459

eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>



eLTAXのHP

注意事項

1. 電子申告(eLTAX)の利用申請のタイミングによっては、プレ申告データ送信ではなく、郵送で申告書及び納付書を送付する場合がありますのでご了承ください。
2. プレ申告データは、前年度の法人市民税の課税標準額(法人税額)が20万円を超えている場合に送信しているため、中間(予定)申告の義務がない場合でも送信されることがあります。中間(予定)申告の義務がない場合には、送付したプレ申告データは削除してください。
3. 予定申告税額は以下の場合、申告額と異なる場合があります。申告の際には、正しい金額に訂正して申告してください。
 - (1)事業年度開始の日から6か月を経過する日の直前に、前年度の確定申告にかかる修正申告書の提出や更正があり、税額に変動があった場合
 - (2)合併をした場合

電子申告・電子納付をご利用いただくことで、窓口や金融機関に出向くことなく、申告や納付ができるようになります。ぜひご利用ください。

お問い合わせ

群馬県伊勢崎市役所 市民税課税制係(法人担当)

Tel 0270-27-2715

開庁時間 土日祝日を除く平日8:30~17:15